

## 雑誌『季刊 Shelter-less:路上から現代社会を問う』 松村執筆分原稿

- ・ 東アジアホームレス支援施策調査チーム「ソウル・香港・台北におけるホームレス支援施策の現状(上)」『Shelter-less』No.23, 2005年1月25日刊行, A5版
  - ① 松村嘉久「2. 路上での支援 2-1 アウトリーチ〈台北〉」100-101頁
  - ② 松村嘉久「2. 路上での支援 2-2 街頭医療〈台北〉市立病院による医療支援の現状」108-110頁
- ・ 東アジアホームレス支援施策調査チーム「ソウル・香港・台北におけるホームレス支援施策の現状(中)」『Shelter-less』No.24, 2005年4月10日刊行, A5版
  - ③ 濱田太一・松村嘉久「3. 中間居住施設 3-1 短期シェルター, アセスメントセンター〈台北〉台北県遊民中途之家」171-176頁
  - ④ 松村嘉久「3. 中間居住施設 3-1 中期シェルター, 自立支援センター〈台北〉台北市遊民収容所」184-188頁
  - ⑤ 松村嘉久・中山徹「3. 中間居住施設 3-1 中期シェルター, 自立支援センター〈台北〉平安居」188-192頁
- ・ 東アジアホームレス支援施策調査チーム「ソウル・香港・台北におけるホームレス支援施策の現状(下)」『Shelter-less』No.25, 2005年7月20日刊行, A5版
  - ⑥ 松村嘉久「4. 就労支援 台北市勞工局街友工作站による就労支援」199-207頁
  - ⑦ 松村嘉久「6. 台北市龍山寺界隈の野宿生活とアパート」209-214頁

### ① 松村嘉久「2. 路上での支援 2-1 アウトリーチ 〈台北〉」

台北市内でアウトリーチをしている主な団体は、市社会局・市勞工局・救世軍・平安居・平安站などである。2003年からデイサービスの提供を始めた救世軍は、1名の専任スタッフとボランティア数名で毎週3日程度、台北駅周辺を中心に夜のアウトリーチを行っている。平安居は施設の紹介・宣伝と生活必需品の配布を兼ねて昼間のアウトリーチを行っていたが、その存在が知れ渡った昨今あまり熱心でなく、自立支援センターの運営とそこでの相談業務に力を注いでいる。平安站も最近は冬季に単発的なアウトリーチをしている程度である。やはり重要なのは前二者のアウトリーチであり、それが近年充実してきたため、他の支援団体はその補助に回り本来の業務に専念する傾向が伺える。

市社会局によるアウトリーチは、遊民収容所が警察管轄から同局管轄に変わった1991年から始まった。この移管時の責任者であり「台北市遊民補導弁法」(1994年発布)を起草した現・社会局副局长は、「その頃は僕もよく夜の巡回に行っていました。社会局の主任さんとか偉い人でも外を夜回りして、例えば足が腐りかけていて、何メートル先でも臭う人とかを担いで、病院に連れて行ったりもしました。」と語る。社会局の現役幹部の多くが最前線でのアウトリーチを経験しているという事実は、その後のホームレス支援施策の展開や現場に対する理解においても重要な意味を持つ。

1997年に野宿生活者のアウトリーチ専任のソーシャルワーカー(以下はSWと略す)・楊運生が、社会局の契約職員として初めて採用される。楊氏は極めて精力的に活動する人で、台北市内全域のアウトリーチを一人でこなしつつ、実効性のある支援施策の構築やそのネットワーク化に多大な貢献を果たした。2002年に社会局のアウトリーチは、楊氏から新たに採用された契約職員1名・正職員1名の2名体制に移行するが、その直後にSARS問題が発生する。この時、萬華地区を担当していた新規採用の契約職員が、発熱した野宿生活者に接触したとの理由で2回も隔離されたため、必要不可欠な人材として楊氏が呼び戻され再契約することとなった。それ以降の社会局のアウトリーチは、楊氏が中正区、新規契約職員が萬華区、正職員が大同区・中山区を担当する3名体制で行われ、以前よりも手厚いサポートが可能となっている(写真6, 7)。

社会局のアウトリーチで提供可能なサービスは多岐にわたる。デイセンターや中間居住施設、市勞工局による就労支援やその他の社会資源へとつながることはもちろん、身分証さえ確認できれば路上から直接サポートすることもできる。主なサポートは、身分証の申請、低収入戸・生活保護申請から住居賃貸契約までの支援、社会局管轄の公的就労(以工代賑)の手配、健康保険証・身体障害者手帳の申請、路上からの通院支援などである。社会局SWが接触した野宿生活者の個人情報や蓄積され、社会局の担当者間で共有される。一連のサービス提供では最前線のSW個人にかなりの裁量権が与えられており、支援団体との緊密なネットワ

ークのなかで、彼らがそれを弾力的に運用することによって、実効的かつ迅速に対応されている。

市劳工局にもアウトリーチ専任のスタッフが2004年度は10名おり、このうちの4名は公的就労で雇用された元野宿生活者である。「街友（劳工局におけるホームレスの呼称）が街友を助ける」という方針のもと、劳工局スタッフは就労支援を念頭において、台北市全域で夜間を中心にアウトリーチを行っている。劳工局では社会局とは別に、野宿生活者の個人情報やニーズを網羅した独自のデータベースを作成し、随時データ更新を行いつつ就労照会に役立っている。このデータベースはGIS（Geographical Information System：地理情報システム）とリンクしており、身分証番号や名前はもちろんのこと、雇い主からの求人情報要件などを入力すると、たちどころに該当者の野宿地点が地図上に示され個人情報にアクセスできる。

（松村嘉久）



写真6 アウトリーチの様子（楊運生氏提供）



写真7 アウトリーチで旺旺基金からのお年玉を手渡す（楊運生氏提供）

## ② 松村嘉久「2. 路上での支援 2-2 街頭医療 〈台北〉 市立病院による医療支援の現状」

台北市での野宿生活者に対する日常的な医療支援は、一般の外来患者を受け入れているごく普通の公立病院で行われている。台北市内の多くの公立病院が野宿生活者を受け入れる体制を整えており、調査チームはこのうちの中興医院にて聞き取り調査を行った。中興医院は野宿生活者の多い台北駅近くに立地しており、台北市内では野宿生活者の医療活動で最も実績のあるところである。台北市を代表する総合病院のひとつでもある中興医院は、地下2階・地上10階建ての立派な外観を呈している。野宿生活者の医療支援と絡んで特徴的なのは、緊急外来受付の横に汚れを落とすシャワー室（除汚室）と警察官の詰め所があることであろう（写真15, 16）。中興医院には4名のSWが勤務しており、そのうちの1名が専ら野宿生活者の受け入れとその対応を担当する。中興医院が野宿生活者を受け入れる経路は大きく二つに分かれる。

第一の経路は、路上で行き倒れている人が緊急外来として担ぎ込まれる場合であり、このうちのかなりの部分が野宿生活者で占められる。中興医院では月平均で50名くらいがこの経路で医療を受けている。医院側は治療と並行して、前出の野宿生活者担当SWが対応にあたり、台北市社会局のSWなどと連携して患者の身元確認を試みる。詰め所の警官は路上から病院搬送までの状況報告書を作成する。身元確認は社会救助法の適応に不可欠であるため、SWの連携で身元確認に至らない場合は警察に委ねられる。この経路での医療費負担は、基本的に台北市社会局が管轄する社会救助法枠の財源で支払われる。身元確認などの問題でこの枠を適用できない場合は、中興医院の医療救助金から支払う。医療救助金とは病院側が独自に利益の10%程度を拠出するかたちで、医療費負担が困難な患者に対応するため制度化されているもので、台北市の公立病院はほぼ同様の資金を持っている。

第二の経路は、野宿生活者が一般外来患者として通院する場合である。この経路はさらに二つに分けることができる。一つは台北市遊民収容所や平安居などの公的収容施設の入居者が通院する場合である。公的収容施設からの通院者は、施設所属のSWの助力により、社会救助法枠の低収入戸に認定され全民健康保険に加入していることが多く、患者側の医療費負担は基本的に無い。中興医院ではこの経路での野宿生活者医療が最も多く、月平均で70名近くが通院している。

もう一つの経路は、台北市社会局のSWの紹介により、一般外来患者として路上から直接通院する場合で

ある。社会局の SW がアウトリーチなどで医療支援が必要であると判断するか、路上の野宿生活者側から医療支援を受けたいとの要望があれば、SW は必要事項を記入した一枚の書類を路上の野宿生活者に手渡し、病院側の SW にその旨を連絡する。この書類は社会局が独自に発行する当該診察限定の健康保険証に相当するもので、路上の野宿生活者が指定された病院に行き、対応にあたる病院側 SW にそれを手渡すと、一般外来患者として無料で診察を受けて薬がもらえ、診断結果に応じて路上から通院することになる。中興医院では月平均で 30 名程度がこの経路で通院している。病院側ではその書類に通院履歴と診察・投薬内容を書き込み、台北市社会局に毎月 1 回まとめて医療費を申請する。申請を受けた社会局は、「社会救助法」・「遊民補導弁法」・「医療補助弁法」に則って、社会救助法枠の財源からそれを支払う。この方法は「掛張（売り掛け）」方式と呼ばれ、2004 年 5 月から始まった。それ以前から、公的収容施設の入居者で健康保険が適用できない場合は、この方法で通院していたという。路上からの通院費用には、SARS 問題を契機に設けられた旺旺文教基金会（2003 年 5 月開始）もほぼ同じ方法で利用されてきた。

行き倒れて運び込まれるにしる、収容施設や路上から通院するにしる、イベント的に行われる義診での健康情報の把握と SW たちのネットワークにおけるその共有が活かされているとの印象を受けた。社会局や公立病院などの SW たちは、程度の差こそあれ、数多くの野宿生活者たちの個人情報と健康状態を把握している。街頭でのイベント的な医療支援からより日常的なものへと昇華させるシステムが、プラグマティックな土壌を有する台北では構築されつつあるといえよう。

（松村嘉久）



写真 15 中興病院の緊急外来の外観



写真 16 緊急外来入り口すぐ  
（奥はシャワー室で手前右は警察の詰め所）

### ③ 濱田太一・松村嘉久「3.中間居住施設 3-1 短期シェルター、アセスメントセンター <台北> 台北県遊民中途之家」

台北県と台北市はまさに大阪府と大阪市の関係にあり、台北市を取り囲む 29 市鎮郷で台北県は構成されている。台湾では「homeless」を一般に遊民と呼ぶが、台北県には 2004 年 8 月現在で 380 名の遊民が路上で生活しており、全体の約 42%が 45～55 歳、約 20%が 35～45 歳、約 16%が 55～65 歳、約 13%が 25～35 歳、残り約 7%程度が 65～85 歳である。地域別にみると、約 30%が三重市、約 25%が板橋市、約 16%が新莊市に分布している。これら三市は淡水河を挟んで台北市の萬華区や大同区に隣接する。

台北県のホームレス支援施策は台北市よりも大きく出遅れていた。台北県では NPO 組織・社団法人台北県志願服務協会（台北県ボランティアサービス協会、以下は VS 協会と略す）が約 10 年前から、広範なボランティア活動の一環として、県内各地でアウトリーチ活動ほか給食や衣類の提供といったサービスを独自に行ってきた。その後、2001 年に台北県政府から VS 協会に、遊民のアウトリーチ業務が委託されたが、後述する台北市の「遊民中途之家」のようなシェルターは、今回我々が視察した台北県街友中途之家（以下では

県中途之家と略す) が開設されるまで存在しなかった。

県中途之家は台北県林口郷後抗の台湾海峡を見下ろす岬の突端にあり、遠くに淡水の河口を望む絶景の地にある。台北市の市街地からは車で1時間程かかり、林口郷の中心部からも遠く離れ、施設周囲に人家は全く見当たらない。外出は申請さえすれば問題なく、最寄りのバス停まで送迎される。この県中途之家は、2003年春から夏にかけてのSARS騒動の際に、台北県内の遊民を一時的に収容するため、急遽開設されたという経緯を持つ。SARS騒動期間に69名の遊民をここに収容したが、実際に感染していた遊民は無く、遊民がSARSを媒介するとメディアが報じたため、建前上、収容せざるを得なかったというのが実情のようである。県中途之家の敷地は元々国有の軍隊駐屯地であったところで、当時廃墟となっていたのを急ピッチで改修・使用したとのことである。施設運営はSARS騒動の当初から、アウトリーチ活動などでノウハウを蓄積していたVS協会に委ねられた。SARS騒動が一段落した後、県政府と国防部からの提案により、県中途之家として継続運営されることとなり、施設運営をめぐる競争入札を経て、2004年8月から台北県政府よりVS協会に正式に業務委託されている。なお県中途之家では、「遊民」という言葉が差別的な意味を含むとし、台北市勞工局と同じく「街友 (street friends)」という言葉を用いている。

県中途之家の施設は、広大な敷地のなかに四つの建物があり、現在そのうちの三つが、事務所、宿泊施設、食堂兼調理場として利用されている(写真5)。寝室には木製シングルベッドが二つから四つ設置されており、広々とした快適な空間が提供されている(写真6)。風通しの良い寝室からの眺望も素晴らしく、改修されたばかりで清潔な宿泊施設は、洒落たペンションのようであった。また、敷地内では野菜の栽培や家禽の飼育も行われており、将来的に食料の自給自足ができるよう、新たな農場作りも計画されている(写真7, 8)。2004年9月現在この施設は、主任1、監督1、SW1、管理者3、救護スタッフ1、警備員1の計8名で運営されていた。2004年夏、台湾全土の社会福祉行政担当者からなる東京・大阪ホームレス事情の視察団が来日し、新宿ホームレス支援機構や大阪自衛館などを訪問したが、上記の主任とSWはこれにも参加している。

表2 県中途之家の利用状況(2003年7月～2004年8月)

	男性	女性	合計
総数	82	8	90
精神病院・高齢者施設など公的福祉施設への入居	25	2	27
就業補導者数	6	0	6
家族のもとへ帰った者	11	3	14
家を借りて1人暮らしを始めた者	3	0	3
自主退所者数	13	2	15
現在の入所者数	12	1	13

県中途之家の収容対象は「台北県遊民収容輔導処理要点」により、台北県全域において、街頭を徘徊する身分証のない者、心身障害の疑いがあり介助を必要とする者、遊民のなかで入所を希望する者と定められている。つまり、台北大橋の東詰めでアウトリーチにかかった遊民は台北市の遊民施設へ、西詰めの三重市や台北市を跨いだ南側でかかった遊民は、遥々とここまで運び込まれることになる。病院からの退院時に行き先のない人を収容することもある。収容定員は30名である。入所期間は3ヶ月間で延長も可能であるが、後述する台北市遊民収容所の2年間と比較するならば、より短期のシェルターと言えよう。2003年7月から2004年8月までの統計によると、利用者総数は90名で圧倒的に男性の方が多く、我々が訪問した際は13名が入所していた(表2)。退所先を見ると、公的福祉施設への入居、自主退所、家族のもとに帰った者が多く、就労獲得した就業補導者数や一人暮らしを始めた者は少ない。

県中途之家に入所した者への対処は、その遊民の戸籍が台北県内にあるのかないのかで異なる。台北県外の遊民の場合は、家族の所在が判明すればそこに連絡をするか、戸籍所在地の社会福祉行政機関と連絡をとる。家族がいなければ、その後の支援は戸籍所在地政府に委ねられる。台北県に戸籍がある遊民の場合は、身元のわからない者、家族のない者、家族のある者で対処法が更に異なる。身元がわからず、戸籍所在地が判明しない者は、マスコミや警察を通じて家族を探す。家族がない者については、そのことを確認したうえで身分証明書の発行手続きを行う。これはその後、生活保護の申請手続きなどで必要になるからである。最後



に、家族のある者は、家族を探し出して家族に引き取ってもらうように働きかける。家族が引き取りを拒否した場合は、地元の行政機関にその後の支援を任せる。一連の対処にあたっては、SW が個別に相談業務を行い、それぞれの状況とニーズを把握したうえで、段階を踏まえて支援を進めていく。

入所者に提供されるサービスは、日常生活の維持に必要なベッドや居住空間の提供のほか、緊急医療および通院付き添い、全民健康保険・生活保護申請の手続き、公的福祉施設への照会・手続き、心理カウンセリングなどである。一連の公的福祉サービスにおける手続き業務に際しては、台北市社会局 SW と同程度の権限を委譲されている。なお、希望者には植木の剪定・洗車・資源回収といった公的就労の斡旋も実施し、靴の修理などの職業技術訓練や面接への付き添いも行っているとのことであった。県中途之家での生活においては、自由とプライバシーを尊重し、信仰を守ることにも留意している。就労意欲と家族的な雰囲気が高めるため、敷地内での家禽飼育や野菜栽培といった活動に励んだ者を表彰することも行っている。一方で、入所者には健康で規則的な生活を送り、部屋の清掃など環境美化に努めることが求められ、飲酒・喧嘩・賭博は禁止されている。ルールを守らない者には注意を与え、注意が繰り返されても改善されない場合は、退所を迫ることもある。

県中途之家の運営を委託された VS 協会は、台北県全域に根を張る大規模な団体であり、従来からのアウトリーチ活動も継続している。マンパワーも潤沢で多数のボランティア参加者に加えて、早期退職を迫られた 16 名の公務員も VS 協会に 1 年契約で出向している。アウトリーチ専門要員も 4 名おり、支援するボランティアは 100 名近いとのことである。VS 協会は路上での支援も実施しており、緊急医療サービスや無料診察、路上での無料理髪店、シャワー車による定期巡回サービス（写真 9）、板橋や三重ほかでの弁当給食、年末の寝袋配布などが主なもので、SARS 以降は、定期的な検温やかぜの予防接種も行っている。アウトリーチで得た個人情報から家族を探し、路上から、公的福祉施設への入所や全民健康保険・生活保護申請の手続きを支援することもある。

VS 協会の活動全体を支える財源は、中央政府内政部や台北県からの補助金に加え、寄付金で賄われている。物資に関しては、行政院海巡署（海上保安庁に相当）からの蚊帳や毛布などの提供ほか、様々な福祉団体からの協力がある。VS 協会と行政当局との関係は緊密であり、戸籍調査では戸政行政、身分証明書発行では警察行政、生活保護申請では国税局などとの連携が欠かせないと言う。この他にも、衛生局や台北県各地区の社会福祉行政部門や公私立病院、台北県立仁愛之家（高齢者向けの公的福祉施設）など多くの機関と連携している。このような官民一体となった様々な機関・団体とのネットワークが VS 協会の特徴と言える。台北県では、アウトリーチから路上での支援、さらには県中途之家の運営と、VS 協会が SARS 騒動を逆手に取りそのネットワークと組織力を活かして、野宿生活者の支援システムを急速に構築しつつある。台北市で行政主導のもと構築されてきた支援システムを手本として、台北県では実績を備えた NPO 組織に実務権限も委譲し、ほぼ同じ内容でそれが丸投げに近い状態で進展している。VS 協会と立ち上がって間もない県中途之家が、野宿脱却に今後どのような役割を果たしていくのか注目されるところである。



写真 5 事務所の屋上から（手前左の建物は改修予定で未使用、手前右は食堂兼調理場。奥正面の建物が宿泊施設でその向こうに台湾海峡が広がる。）



写真 6 寝室内の様子



写真7 敷地内の農場



写真8 家禽の飼育場



写真9 シャワー車の外観とその内部  
(シャワー2つと給湯ボイラー設備が整っている。)

#### ④ 松村嘉久「3.中間居住施設 3-1 中期シェルター、自立支援センター <台北> 台北市遊民收容所」 <台北>

台北市内の自立支援機能も備えたシェルターは、台北市政府社会局（以下では社会局と略す）が「遊民中途之家」と位置付け設置している台北市遊民收容所（以下では收容所と略す）と平安居である。両施設が「遊民中途之家」と称される理由は、入所してきた野宿生活者たちの最終的な定住收容施設ではなく、入所しながら SW たちのカウンセリングや支援を経て、老人ホームやその他の療養施設・帰宅・就労自立などへと、個々のケースに応じて振り分けられるからである。これら二つの施設に関しては、本誌 No.13 (2002年7月) 掲載の水内俊雄・松村嘉久・山田理絵子「台北におけるホームレス支援事業と都市空間」において、すでに簡単な紹介を行っている。ここでは重複を最小限にとどめるよう配慮しつつ、両施設の基本的な情報と 2004年9月の聞き取り調査などで判明した新たな動向を紹介したい。

さて、社会局は野宿に至る理由などから、野宿生活者を便宜的に社会型遊民と経済型遊民に分けて様々な支援施策を講じている。「遊民」とは「homeless」の訳語として台湾で定着している呼称であり、シェルターに関しても、收容所は主に生活継続に支障のある社会型遊民を、平安居は主に生活能力も就労能力もある経済型遊民を收容する施設とされている。しかしながら、社会型や経済型と明確にわけてしまうことが困難であることは当局も充分認識しており、SW たちも緊密な連携のもとで柔軟に対応しているため、この区分と機能分担はあくまで便宜的なものに過ぎないとの印象を受けた。

#### 台北市遊民收容所

台北市遊民收容所 (Taipei Homeless Shelter) は公設公営の施設であり、台北市西南に隣接する台北県中和市圓通路に立地する。收容所周辺は台湾で一般的に見られる住宅地と商業施設の混在地帯であるが、現在のところ周辺住民からの苦情はないとのことである。收容所の外観は、入所者の公的就労によりカラフルなタイルで彩られ、高い壁に囲まれて内部が見えないこともあり、ここが收容所であるという事実を知らない地域住民も多い (写真 16)。監視カメラ付の鉄柵ゲートの出入り口は、まさに「收容所」のイメージどおりであるが、入所者の日常的な出入りに制限はなく、理由を添えて申請さえすれば自由に遠出や外泊もできる。





写真 16 台北遊民收容所の外観



写真 17 遊民收容所内部の様子

出入り口を入った左手には、SARS 発生時から引き続いて設置されている男女別の隔離部屋、重篤病人の看護部屋、娯楽活動室、図書室などが並ぶ。出入り口を入った右手の 2 階建ての建物にもうひとつで入り口があり、その内部の 1 階部分が入所者の生活スペース、2 階部分が職員事務室や倉庫として利用されている。入所者の生活スペースは、食事や娯楽活動に使われる中庭の共有スペースを、女性部屋 1・男性部屋 5・シャワー室・警備員室・看護師室が取り囲む構造になっている（写真 17）。各々の部屋には二段ベッドが並び、女性 10 名・男性 74 名の計 84 名が収容定員である。2004 年 9 月 29 日現在の入所者は男性 53 名・女性 9 名の計 62 名で、このうち男性 10 名・女性 3 名が入院中のため、実質 49 名が入所していた。既述したように社会型遊民を主な収容対象としていることもあり、収容所から台北市内の指定病院に通院するものも多く、車椅子や歩行器が必要な人や心身障害者と見受けられる人も少なくなかった。表 3 から後述する平安居と比較して、高齢者層の比率が若干高い傾向が伺える。なお、両施設とも男女比はおおよそ 9:1 で男性の方が多い。

表 3 「遊民中途之家」入所者の年齢構成(2002年度)

	—29歳	30—39歳	40—49歳	50—59歳	60—69歳	70歳—
平安居	12%	17%	29%	26%	12%	4%
遊民收容所	6%	16%	32%	22%	12%	12%

出所：台北市政府社会局『九十一年度遊民業務報告』より

収容所内部は一見して監視し易い構造になっているが、それは 1968 年に建設されたこの施設の歴史とも関連する。この施設の前身は、大陸から台湾に逃れてきた国民党の脱走兵の収容所であった。台北では 1956 年に脱走兵収容所が警察管轄の遊民収容所に転用され、その状況のもとで 1968 年に中和市の現施設が建設され移転してきた。この収容所を社会局が管轄するようになる 1991 年まで、警察の管轄下で「台湾省取締遊民辦法（1968 年 6 月 12 日發布）」・「台北市取締遊民辦法（1973 年 6 月 12 日發布）」を法的根拠として、台北市内の野宿生活者を半ば強制的に収容してきた。遊民が正式に取締対象から保護対象となるのは、「台北市遊民輔導辦法（1994 年 9 月 27 日發布）」・「台湾省遊民輔導辦法（1994 年 11 月 26 日發布）」が出来てからのことである。

支援施策と関わる 2004 年 9 月現在の主なスタッフは、所長 1 名・SW3 名・看護師 2 名である。この他、通院送迎車の運転・掃除・調理・施設保全などに 6 名のスタッフが従事しており、このうち 3 名は兵役義務のかわりにここで働いている。2002 年初春の訪問時には、生活スペースの出入り口横に警察官が 24 時間体制で常駐していたが、2003 年度からこの業務は民間警備会社に委託されている。元々この業務は遊民を監視することが主な目的ではなく、スタッフのいない深夜でも遊民を受け入れるという趣旨から行われており、民間活力導入と行政コスト削減の流れのなかでの変化と言えよう。警察管轄から社会局管轄になってから、収容所の位置付けは曖昧であったが、社会局の組織図のなかでそれが明確化されたことも大きな変化であった。現在、収容所は社会局第四科老人福利部門の台北市立廣慈博愛院の下部組織に編入されており、これに

よって職員の地位や予算編成などが安定したと言う。ただし、この位置付けも過渡的なものであり、近々大きな再編が予想されるとのことである。

次に、収容所内で提供される支援サービスについて述べておこう。朝昼晩の給食・シャワー・洗濯・衣服の提供といった日常生活におけるサービス提供は当然のこととして、健康状態の把握・SWによるカウンセリングとサポート計画の立案が行われる。健康状態が悪く緊急救護が必要な場合は、全民健康保険への無料加入や生活保護の申請手続きと並行して、通院もしくは入院の手配がなされる。2週間に1度の割合で収容所内でも医師による問診サービスが開催され、その診断結果によって入所者に日々の投薬も行われている。こうした医療サービスは全て基本的に無料である。この他、毎週火曜日に前回紹介した慈済会が、毎週水曜日にプロテスタント系の宗教団体が、毎週土曜日に世新大学でSWを学ぶ教員や学生たちが収容所内で精神面での支援活動を行っている。健康状態に問題がなく就労能力のある人はあまり入所してこないが、稀に来た場合は、台北市勞工局とも連携して就労照会などが行われる。

個別サポート計画の立案で最も重要視されるのが、扶養義務を有する家族の搜索と入所者の戸籍所在地の把握である。扶養義務のある家族の所在が判明したならば、基本的にはそこへ送り返してケース終了となる。ただしこの場合、帰宅したがる入所者・受け入れたがる家族も多いが、機械的に無理やり送り返すのではなく、SWや所轄の社会福祉機関が家族と入所者との間に介在して問題解決に努めるとのことである。中国人社会では家族との紐帯が重要視され、重要であるがゆえに、切れてしまった紐帯をつなぎ直すことは容易でないと推察される。警察行政による「収容・監視」から社会福祉行政による「保護・補導」への流れのなかで、今後はこうしたいわば「帰宅措置」の内実が問われることになる。高齢で障害を抱え、家族も判明しないあるいはそれとの紐帯が修復できない場合は、何らかの公的福祉施設へとつなぐことになるが、その際に戸籍所在地が問題となる。台北市内に戸籍があれば問題ないが、それ以外であると戸籍所在地の社会福祉機関に連絡して、連れ戻しに来るよう要請することになる。つまり、最終的な落ち着き先と目される場所が見つかるまで、日常生活サービスと医療サービスを受けながら滞在するがゆえに、この収容所は「遊民中途之家」と称されるわけである。

(松村嘉久)

### ⑤ 松村嘉久・中山徹「3.中間居住施設 3-1 中期シェルター、自立支援センター <台北> 平安居 平安居

公設民営のシェルターである平安居 (House of Peace) は、台北市都心部に程近い大同区帰綏街にあり、その周辺は商住混在のインナーシティである。規模は小さいものの日雇い建設労働の寄せ場となっている台北大橋にも近く、台北市内でも家賃の安いアパートなどが集積しているため、元々日雇い労働者も数多く居住してきた一帯である (写真 18)。平安居の建物は社会局が所有しており、その実質的な運営は 1992 年から財団法人カトリック教聖母聖心会 (以下では聖母聖心会と略す) に委託され始まった。聖母聖心会はベルギーから来た神父を中心に組織された団体であり、シェルター運営でもベルギーの経験が活かされているとのことである。なお、施設内で布教活動は一切行っていない。



写真 18 平安居周辺の地域の様子



写真 19 平安居

(1 階は廟, 2・3 階は廟関係者や一般住民が住む)



平安居は8階建ての建物の4階から8階までを使用しており、4階に事務所・談話室・カウンセリング室、5階に2段ベッドの並ぶ女性部屋、6階・7階は同じく2段ベッドの男性部屋、8階は倉庫・洗濯室・物干し場として利用されている(写真19)。収容定員は女性15名・男性40名の計55名である。常駐スタッフは7名、このうち3名はSW資格を持っている。収容所のような看護スタッフはいない。入所者は外出して求職活動を行うよう指導されているため、昼間は特別な理由がない限り施設内に留まれない。この点は収容所と大きく異なる。健康状態の把握、全民健康保険への無料加入や生活保護の申請手続きは、社会局のSWと連携して行っているため、医療救護が必要な入所者は無料で通院するなどのサービスが受けられる。生活必需品の提供や日常生活におけるサービス提供のほか、2ヶ月に1回くらいのペースで小旅行を行っており、これにはこの施設の退所者が参加することも多い。

個別サポート計画の立案からケース終了までの流れは遊民収容所と同様であるが、平安居は生活能力も就労能力もある経済型遊民を主に受け入れるため、収容所と比較するならば、生活保護受給や公的福祉施設入居の対象となる入所者は圧倒的に少ない。それゆえに、平安居では入所者をどのように就労獲得から自立へと導くのかということがより大きな課題となり、収容所よりも自立支援機能が強く求められている。ところが、平安居では独自に就労斡旋を行うこともあるが、入所者から裏で斡旋手数料を取っているとの誤解を受けたこともあるので積極的ではない。就労獲得に向けて平安居が重視しているのは、入所者の就労意欲を高め、次回紹介する台北市劳工局街友工作站や様々な方面から寄せられる求人情報を開示して、入所者自らが求職活動を行うよう促すことである。つまり、平安居自体は雇用機会の創出やその斡旋を行うのではなく、入所者と求人情報をつなぎ、「遊民中途之家」という位置付けどおり、就労獲得から自立までの精神的指導と生活空間の提供に徹している。

2003年1月から12月までの実績累計によると、平安居でサービスを受けた者が635名、このうち359名が就労指導を受け、就労獲得した者が258名で求職継続している者が99名にのぼり、就労成功率は72%に達している。就労獲得者の大半は自力で仕事を探し出し、街友工作站経由で就労した人は意外と少なくおおよそ50名程度であろうと言う。主な就労職業は清掃業務・ガードマン・建設労働で、いずれも日雇い仕事が多い。家賃分のお金が貯まるまで平安居に入所しながら仕事に通う人も多く、浪費癖のある者にはSWが介在して金銭管理を行う場合もある。健康に問題がなく真に就労意欲がある者ならば、入所して数日で仕事が見つかり、数ヶ月で退所していくとのことである。台北市内の6畳程度の安い賃貸アパートは、1ヶ月の家賃が4,000から6,000台湾ドル(1台湾ドル=3.3円)くらいで、保証金は多くても家賃の2ヶ月分である。上記の日雇い仕事で、少なくとも1ヶ月16,000から18,000台湾ドルの収入になるので、居宅自立への障壁は日本よりも低い。ただし不安定な就労形態なので、退所後に転職を繰り返し再入所するケースもある。しかしながら、台湾全土で日雇いなどの不安定就労層が分厚く存在することも事実であり、自立支援に向けて設定されるハードルは日本よりも低い。

公設民営の平安居の運営財源は、85%を社会局からの補助金、残りの15%を聖母聖心会からの支援で賄っている。建物は社会局が所有しているため、家賃は徴収されない。補助金の算定基準は入所者1名当たり1日350台湾ドルであり、毎月社会局にサービス受給者数を登録申請して補助金を受けている。平安居の運営は1992年からずっと聖母聖心会が担当しているが、2001年に初めて施設運営をめぐる競争入札が行われ、政府関係者や有識者も含めた審査投票を経て運営を継続している。運営契約期間は3年間であり、3年を経た最終的な評価が最高ランクであれば更に3年継続できるが、その次の契約期間終了時にはまた競争入札が行われる。こうした社会福祉関連の業務委託をめぐる競争入札は特殊な事例ではなく、台湾全土で2000年頃から導入されている。

最後に、収容所と平安居の入所経路と退所先について、過去のデータと最新の聞き取り情報から簡単に分析しておきたい。両施設の入所経路を示した表4からは、依然と収容所で警察経由の比率が高いことが読み取れる。しかしながら、2003年春のSARS問題を契機に、社会局のアウトリーチ要員が拡充され、台北市内にホームレス支援団体が増えたため、収容所での聞き取り調査では、入所者の過半は社会福祉経由で、残りの4分の3程度が警察経由であるとの説明を受けた。警察経由と記録される場合でも、住民から警察に通報があり、現場に向かった警察官から社会局や市内各地区のSWあるいは収容所に連絡が行き、SWの付き添いのもと入所することが多いらしい。平安居では自ら救助要請する者の比率が微増し、警察経由の比率が減少しているが、台北市内の野宿生活者やその支援関係者たちに平安居の存在が浸透してきたことも影響しているであろう。

表4 遊民收容所および平安居の入所経路

		警察経由	社会福祉 経由	医療施設 経由	自ら救援 要請	その他	合計
1999年7月から 2000年8月	遊民收容所	146 52%	76 27%	45 16%	14 5%	0 0%	281 100%
	平安居	90 26%	136 39%	30 9%	90 26%	0 0%	346 100%
	合計	236	212	75	104	0	627
2002年1月から 2002年11月	遊民收容所	308 62%	117 23%	54 11%	13 3%	7 1%	499 100%
	平安居	27 9%	62 21%	39 13%	91 31%	76 26%	295 100%
	合計	335	179	93	104	83	794

出所) 台北市政府社会局『八十八年下半年暨八十九年度遊民輔導方案暨成果』(2000年9月20日発表)、台北市政府社会局『九十一年度遊民業務報告』(2003年1月10日発表)より。

表5 遊民收容所および平安居の入居者退所先

		老人養護 機構	精神療養 機構	身心障害 教養機構	栄民之家	台北市外の 社政機構	就業輔導	自宅への 送り返し	合計
1999年7月から 2000年8月	遊民收容所	29 26%	29 26%	8 7%	7 6%	5 4%	5 4%	30 27%	113 100%
	平安居	8 7%	0 0%	0 0%	3 3%	0 0%	51 43%	56 47%	118 100%
	合計	37	29	8	10	5	56	86	231
2002年1月から 2002年11月	遊民收容所	5 2%	1 0%	0 0%	1 0%	8 4%	71 31%	142 62%	228 100%
	平安居	10 4%	0 0%	1 0%	0 0%	0 0%	195 83%	30 13%	236 100%
	合計	15	1	1	1	8	266	172	464

出所) 表4に同じ。

收容所からの退所先では、公的福祉施設へ行く人が減少する一方で、「就業輔導」や「自宅への送り返し」の比率が激増している(表5)。社会局のSWによれば、公的福祉施設の入所要件を備えた野宿生活者は確実に減っており、近年は社会福祉関連の行政ネットワークが構築されてきたので、「就業輔導」や「自宅への送り返し」が増えているとのことである。平安居からの退所先では「就業輔導」比率の増加が著しく、聞き取り調査でもその傾向が確認されている。台北では、「路上からの支援」、「中間居住施設」、次号で紹介する劳工局による「就労支援」という流れが急速に整備拡充され、相互の緊密なネットワークと役割分担の明確化により、実効性の高い支援システムが構築されつつあるとの印象を受けた。

(松村嘉久・中山徹)

#### ⑥ 松村嘉久「4.就労支援 台北市劳工局街友工作站による就労支援」

台北市では野宿生活者を便宜的に社会型と経済型に分け、前者を社会局が担当して生活保護・居宅保護・公的福祉施設入居などへと導き、後者を劳工局が担当して就労支援するという役割分担が構築されている。近年の台湾では、ホームレスのことを伝統的な「遊民」という呼び方ではなく、「街友(street friends)」と呼ぶ傾向が広まりつつあるが、この用語を発案し使用し始めたのは劳工局であった。台北市では90年代後半から、経済型街友つまりは失職野宿生活者の急増が、新たな社会問題として注視されるようになり、2001年から劳工局による失職野宿生活者向けの公的施策が本格的に打ち出されている。まずは、その背景となった台湾の労働事情を簡単に紹介しておこう。

アジアNIESが躍進した80年代後半から90年代前半にかけて、アジア四昇龍のひとつに数えられた台湾では、7%前後の高い経済成長率が記録されるとともに、失業率が1-2%台で推移する完全雇用状態が続いた(図4参照)。この頃の台湾でも日本と同様、人口増加率が低下し若年層の高学歴化が進むなか、製造業や建設業での就

労は敬遠され、なかでも3K労働(肮髒・危険・辛労行業)は深刻な労働力不足に陥った。このような状況と労働運動の高まりがあいまって、87年に15,356NT\$であった製造業の月平均賃金は、94年になると30,797NT\$(当時の為替レートで約12万円相当)まで急騰する。一方で台湾当局は、87年の大陸親族訪問解禁に続いて、90年に台湾企業の対中投資を公認したため、労働力不足と賃金高騰に悩む台湾製造業の多くが、競い合うように中国大陸へと生産拠点を移転し始めた。中台間の三通(通航・通信・通商)規制はその後徐々に緩和され、国際競争力の維持を生産拠点の移転に求める台湾企業の大陸進出は勢いづき、台湾では製造業を中心とする産業空洞化に拍車がかかる結果となった。

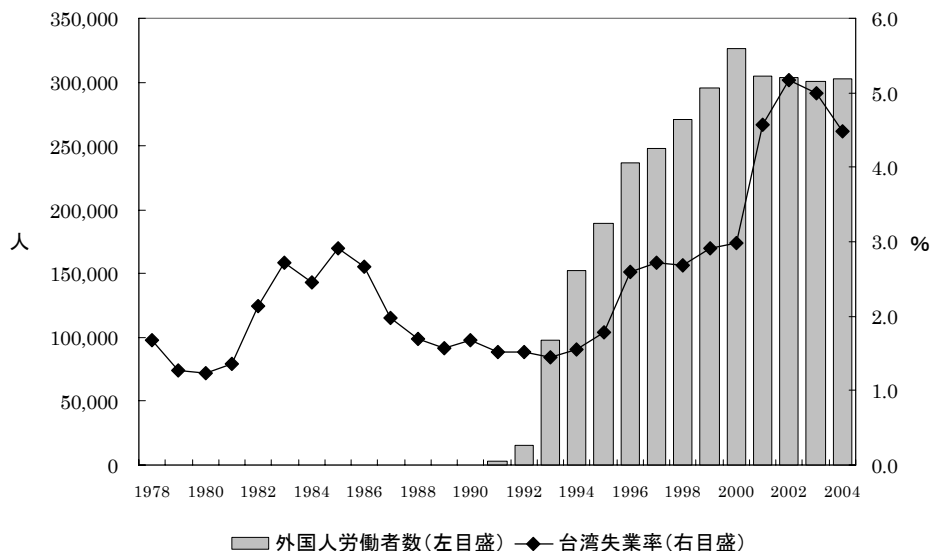


図4 台湾の労働事情

出所) 行政院主計処編『中華民國・台湾地区人力資源統計月報366』2004年5月、  
行政院勞工委員會編『中華民國台湾地区労働統計月報139』2004年8月より。

このような状況のもと、労働力不足の解消と域内産業の国際競争力回復に向けた打開策として、台湾産業界は80年代後半から、外国人労働者の受け入れ認可を当局に要請することとなる。台湾当局は政府系公共建設事業に限定して、91年に約3千人の外国人労働者の受け入れを解禁したが、この後に受け入れ業種は一般製造業などにも拡大されていった。台湾で働く外国人労働者は94年に15万人を超え、21世紀に入ってから30万人台で推移する一方で、台湾の失業率も高くなっている(図4参照)。2004年7月末現在、台湾では30.2万人の外国人労働者が働いているが、その国籍を見ると、タイ10.2万人、フィリピン8.7万人、ベトナム7.5万人、インドネシア3.8万人の順に多く、業種別では、製造業16.7万人、看護師や家政婦などサービス業12.3万人、建設業1万人弱の順になっている。いわゆる不法就労者数を見積もるのは容易ではないが、近年の台湾警政署の統計によると、毎年2万人弱がオーバーステイなどで検挙されていることから、製造業や建設業を中心として、少なくとも数万人規模の不法就労者が存在すると推察できる。

台湾においては、産業空洞化によって雇用機会が減少するなか、外国人労働者を積極的に導入するという労働事情のもと、そもそも不安定な就労状態にあった台湾人労働者と外国人労働者が競合することになり、90年代後半から失職野宿生活者が急増し社会問題化してきたと説明される。例えば、日雇い建設労働の日当は、かつて2,500から3,000NT\$くらいであったが、外国人労働者の場合は、最低賃金水準の月15,840NT\$にあわせて、日当500NT\$程度で雇用されるため、日雇い建設労働市場の賃金水準は下がり、最も脆弱な台湾人労働者層が職を奪われたと言われている。1千万人前後の台湾労働力人口に対して、30万人程度の限定的な外国人労働者の導入なので、大局的にはプラス評価できようが、脆弱な域内労働者層に対しては、建設業でも製造業でも少なからぬ影響があったことは事実であろう。なお、台湾の最低賃金は87年の6,900NT\$から段階的に引き上げられてきたが、97年に15,840NT\$になってから現在まで据え置かれている。

さて、日本のハローワークに相当する台北市勞工局就業服務中心(就業サービスセンター)は、台北孔廟からほど近い大同区最北部の承德路3段にある。勞工局管轄の就業服務站(ステーション)は台北市内各区に存在するが、就業服務中心はそれらのなかで最も規模が大きく、文字通り中心的機能を担っている。この敷地内建物の3階に、経済型街友に対する就労支援を専らとする街友工作站が、2001年から設けられている。3階フロアには事務



スペース兼受付と面談室があり、街友が面接前に利用できるトイレ兼シャワー室、面接に先立ち提供される衣類の倉庫も設置されている。くしくも同じ建物の2階には、外国人労働者に対する就労の紹介と管理を専らとする外労工作站が90年代半ばから入っており、1階は就業訓練教室として利用されている(写真23)。



写真23 街友工作站の入る建物



写真24 野宿生活の場所を示した地図  
(各区分に経済型と社会型に色分けしてピンで刺して示している)

街友工作站が開設される2001年以前、台北市の失職野宿生活者向けの就労支援は特別な予算措置もなく、92年5月に公布された就業服務法第24条に基づいて、一般的な就労支援対策枠で行われてきた。同法によると、就労支援の対象となる枠は、①家計を負担する婦女、②中高齢者(満45歳から65歳)、③心身障害者、④先住民、⑤生活保護世帯で就労能力を有する者、⑥その他中央機関が必要と認める者であり、野宿生活者はここに明示されていない。台北市では全土に先駆けて、90年代後半から失職野宿生活者問題がすでに顕在化していたため、その対応策と予算措置の必要性は十分に認識され、市勞工局は99年頃から独自に取り組み始めていた。台北市勞工局の公的施策は、2001年度に行政院勞工委員会が打ち出した「永続就業工程」にあわせて、街友工作站という部署を新設することにより、そこに予算を分配する形で本格化する。2001年度の「永続就業工程」は、2002年度から2005年度までの「多元就業開発方案」に引き継がれ、名前こそ変われども、中央政府による失業者対策事業は継続されている。今後は就労支援対象そのものに失職野宿生活者を入れるのか否かが、大きな課題となろう。

次に、街友工作站の日常業務を紹介したい。まず、街友工作站の窓口に野宿生活者が来ると、最初に身分証を確認する。身分証の保持は就労紹介の前提条件となるため、もしも保持していなければ、社会局SWと連絡をとって身分証取得の手配をする。身分証に問題がなければ、履歴や希望する職種・労働条件などを問う求職登記表に記入してもらい、保有する求人情報を見ながらケースワークへと進む。適合する求人情報が見つかった場合は、求職者に新品の衣類を提供して身だしなみを整え、基本的には街友工作站の職員が面接に同伴して、雇用先とのマッチングを見極めながら話を進める。求職者が単独で面接に行くこともあるが、その場合は1回当たり500NT\$の交通実費が支給される。給与の支払い時期や方法などに関しても、野宿生活者の意向を聞きつつ、街友工作站の職員が雇用主と交渉する。一方、失職野宿生活者が職業訓練を希望するならば、勞工局管轄の無料職業訓練プログラムへとつなぐ。路上から街友工作站へ通う者もいるが、就労獲得から居宅自立までのシェルターとして、本誌No.24で紹介した平安居を利用することが多い。

アフターフォローに関しては、失職野宿生活者が就労を獲得した後も、街友工作站は3ヶ月間にわたりその追跡調査を行い、問題があれば雇用主との間に入り、問題がなければケース終了となる。事業年度で就労支援の内容は異なるが、2001年度は、雇用機会の創出を促進するため、失職野宿生活者を雇用する企業に給与補助金が出ていた。2004年度は社会局の資金から、就労獲得した野宿生活者に対して、複数回に分けて5,000NT\$の生活救助金、賃貸住宅の入居保証金と1ヶ月分の家賃などが提供された。街友工作站自体の事業予算は、2003年度「促進街友就業サービス」で103.4万NT\$, 2004年度「促進経済型街友就業サービス」で140.8万NT\$と、決して潤沢とは言えないが、支援ネットワークの緊密な連携で様々な社会資源を利用することにより、就労獲得から居宅自立に向けた実効性のある活動を展開している。

街友工作站の2003年度のスタッフは、アウトリーチ要員8名・内勤8名の計16名体制であったが、2004年度は指導員3名(うち1名はSW)・臨時職員30名体制で業務を行っている。2004年度の臨時職員は主にアウトリーチを行い、台北市内の各就業服務站到2,3名ずつ配属され、それを3名の指導員が統括している。年度により数

に違いはあるが、アウトリーチ要員には公的就労などを利用して、現役も含めた野宿生活経験を積極的に採用している。野宿生活者を路上から街友工作stationsの日常業務につなぐにあたり、アウトリーチ要員の果たす役割が大きいことは言うまでもない。日本では考えられないが、ハローワークの職員に相当する内勤業務の指導員たちも、台北市内で行われる炊き出しや義診に赴き、そこに集う野宿生活者たちとコミュニケーションをとり、求人情報や街友工作stationsの紹介パンフなど撒き、積極的な宣伝活動を展開している。こうして集められた野宿生活者情報は街友工作stationsに集約され、個々の野宿場所を示した各区の地図が壁に張り出され、3ヶ月に1回のペースで更新されている(写真24)。

2003年5月からは、こうしたアウトリーチ情報などをもとに、街友動態電子地図・街友人力資料庫・ケース管理を統合して、野宿生活者の地理情報システムが構築されている。アウトリーチで収集された野宿生活者情報(社会型も含む)がまず街友動態電子地図に登録され、街友工作stationsの窓口などで求職登記表に記入した者の個人情報(社会型も含む)が街友人力資料庫に入り、そこからケース管理へと進む。これら三つの情報は互いにリンクされており、例えば企業から、「50歳代の健康な中卒男性で夜警を希望する者」という求人が入ったならば、その情報をパソコンに入力すると、該当者が画面の地図上に立ち現れ、アウトリーチ要員がその人を探しに行くという仕組みである(写真25)。野宿生活者が就労を獲得して、3ヶ月の追跡調査期間が経過したならば、その個人情報はこのシステムから抹消される。このシステムが出来た前後、街友工作stationsが収集した野宿生活者の個人情報を、社会局・警察行政と共有しようとする動きもあったが、結局は見送られることとなり、システム利用は街友工作stations内部における就労支援目的でのみ許可されている。社会局も独自のデータベースを持っているが、それとは統合されていないとのことである。



写真25 野宿生活者の地理情報システム

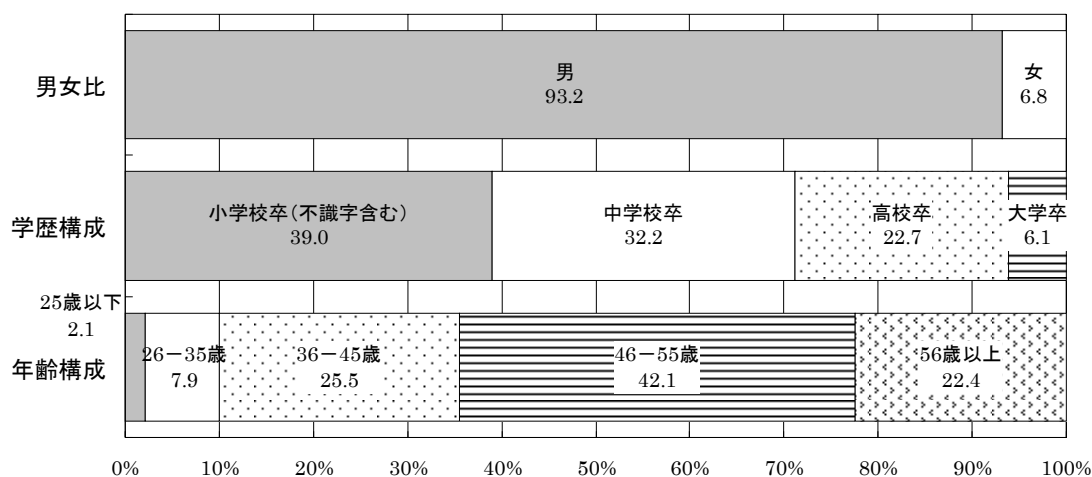


図5 就労獲得者の属性(2003年1月—2004年6月)

出所『経済型街友就業輔導策略暨執行成果』(街友工作stations提供資料)より。

上記システムの街友人力資料庫には、常時50名ほどの失職野宿生活者の個人情報(社会型も含む)が登録されており、この登録者たちが就労紹介の対象となる。ケース終了となればこの登録から抹消される一方、新規登録者や再登録者も随時加わるので、登録者の入れ替えは常にある。表6に2003年1月から2004年6月までの就労紹介実績を示したが、人数ベースでも回数ベースでも、近年になって就労獲得の成功率が驚異的な値を示している。人数ベ

スで見ると、わずか1年半で456名も就労を獲得しているが、いわゆるリピーターも決して少なくなく、労工局や社会局などが差配する公的就労分も含まれている。この期間の就労獲得者の属性を図5に示した。比較可能な過去のデータはないが、以前と比べると、男女比はあまり変化なく、高卒・大卒および45歳以下の青壮年層の割合が増えているとの説明を受けた。また、獲得した就労の職種では、485件のうち6割を超える309件が清掃工で、その後雑役48件、サービス業36件、警備24件、作業員17件、調理師15件と続く。職業訓練を受けてより条件の良い職を求める者は稀で、専門的能力を特に要しない職種への就労が圧倒的多数を占める。給与は日給月給や時給月給で支払われるところばかりであり、最低賃金水準は超えるものの、平均賃金水準に達する職への就労成功例は極めて少ない。紹介した就労を長期にわたり継続しているのか否かは、系統立てて追跡していないため、その実態は不明な部分も多いが、就労獲得から居宅自立への道を歩み始めた者も確実に増えているとのことである。

(松村嘉久)

表6 街友工作站による経済型街友に対する就労紹介実績

年月	就労紹介(人数ベース)			就労紹介(回数ベース)		
	紹介人数	獲得人数	成功率	紹介件数	獲得件数	成功率
2003/01	29	5	17.2	45	6	13.3
2003/02	48	24	50.0	78	24	30.8
2003/03	45	20	44.4	71	20	28.2
2003/04	68	22	32.4	119	22	18.5
2003/05	30	12	40.0	62	14	22.6
2003/06	48	25	52.1	85	27	31.8
2003/07	42	39	92.9	76	40	52.6
2003/08	27	15	55.6	57	18	31.6
2003/09	23	11	47.8	28	11	39.3
2003/10	33	16	48.5	46	16	34.8
2003/11	46	26	56.5	72	26	36.1
2003/12	36	19	52.8	49	19	38.8
2004/01	31	21	67.7	54	23	42.6
2004/02	46	34	73.9	80	38	47.5
2004/03	58	40	69.0	101	45	44.6
2004/04	54	43	79.6	110	45	40.9
2004/05	66	41	62.1	100	47	47.0
2004/06	57	43	75.4	78	44	56.4
総計	787	456	57.9	1,311	485	37.0

出所)『経済型街友就業輔導策略暨執行成果』(街友工作站提供資料)より。

### ⑦ 松村嘉久「7 台北市龍山寺界隈の野宿生活とアパート」

台北市萬華区はかつて「艋舺 (Mankah)」と呼ばれ、清朝末期台湾の要所を「一府 (台湾府で現・台南)、二鹿 (鹿港)、三艋舺」とした表現が残るよう、台北のみならず台湾で最も古くに開けた市街地であった。市街地形成の核となったのは、淡水河の水運で集散する物資を取り扱う商業施設と港湾機能、乾隆三 (1738) 年に建立された龍山寺とその門前町であった。現在、萬華区の龍山寺から華西街夜市にかけては、どのガイドブックにも紹介されるほどの著名な観光地となっている (写真 27・28 参照)。この他にも、日本統治時代の料亭街であった貴陽街は、古き台北が偲べるレトロな街として、リニューアルされた紅樓劇場を中心とする西門の商業地帯は、地元の若者も集うお洒落な街として、内外からの観光客の人気を集めつつある。

一方で、萬華区、特に龍山寺界隈は、巷間で萬華四流「流女・流浪漢・流氓・流浪狗 (娼婦・ヤクザ・ホームレス・野良犬)」と表現されてきたもうひとつの顔を持つ。お決まりの観光ルートから少しそれて表通りから裏道に入ると、龍山寺界隈はその表情を変え、細く入り組んだ路地に老朽化した建造物が立ち並ぶ。日



本統治時代から続いた台北市の公娼制度は、紆余曲折を経て2001年3月末に廃止されたが、公娼館が集まりヤクザがしのぎを削った「赤線地帯」は、龍山寺から歩いて数分のところにあった。かつての公娼館の多くは現在、個室の料理屋やカラオケ屋になっている。夜市界隈の雑居ビルに掲げられた「茶芸」や「餐庁」といったネオンサインも、男女の一夜限りの出会いの場となっているところが少なくない。



写真 27 龍山寺



写真 28 華西街夜市とその周辺

社会局の最新データ（2004年夏）によると、萬華区には130余名のホームレスがおり、そのうちの70余名は龍山寺を中心とする半径1km圏内で野宿生活を送っている。台北市のなかでも、野宿生活が長期にわたる高齢で社会型のホームレスが多い地域とのことである。古くは港湾荷役労働などの日雇い需要があり、安アパートも多く、「飲む打つ買う」も満たせた龍山寺界限では、日雇い労働と野宿生活を行き来する者たちの日常生活圏が形成されてきた。

龍山寺界限の野宿生活者が最大の収入源としているのが、「出陣頭」と呼ばれる仕事である。これは冠婚葬祭などの行列を立派に見せるため、報酬を貰ってそれに加わるという仕事であり、特に慶事の場合を「紅陣頭」、弔事の場合を「黒陣頭」と呼ぶ（写真29・資料1参照）。最近では、商業施設の宣伝部隊や選挙応援などに加わる出陣頭もある。龍山寺の門前は、出陣頭の手配師や出陣頭を探す一般市民も出没し、界限の野宿生活者たちも日中そこに集うため、台湾独特の一種の寄せ場ともなっている。出陣頭の報酬は、ラップなどの楽器演奏や演技する技術の有無、肉体的な辛さの度合いなどで色々であるが、日当で500から2,000台湾ドル（1台湾ドル=約3.3円、以下はNT\$と略す）くらいになる。資源回収も重要な収入源のひとつであり、龍山寺界限では毎日必ず路上に蚤の市が立つ（写真30）。龍山寺界限を担当する社会局SWの話によると、携帯電話の契約・銀行口座の開設・大陸女性との偽装結婚など、ヤクザから高い報酬付きで名義貸しを迫られることもあり、野宿生活者が大きなトラブルに巻き込まれることも多いとのことである。



写真 29 出陣頭の行列(楊運生氏提供)



写真 30 龍山寺界限の蚤の市の様子(楊運生氏提供)



資料 1 遊民漫画家・泊仔の描いた出陣頭の様子

(台北市社会局配布の路上生活情報誌『台北平安報』2004年2月号より。

元遊民の泊仔は公的就労で同誌に漫画を提供し報酬を得て、  
現在はアパートを借りて居宅自立への道を歩み始めている。)

次に、萬華区の住宅事情を簡単に紹介しておこう。萬華区には違法建築地帯が数多く形成されてきた。80年代からこのような違法建築群はほとんど再開発にかかったが、台湾総督府に程近い長順街（日本統治時代の西本願寺跡地）に300軒余り残っている（写真31）。家賃は1ヶ月3,000NT\$程度である。取り壊して商業用地に転用する計画がすでに決まっているが、800名を超える住民のなかには遊民や元・遊民も少なくない。また萬華区は台北で最も国民住宅が多い地域でもある。国民住宅は国民生活の安定と社会福祉の増進を目的として、比較的低収入な家庭に分譲あるいは賃貸される公営住宅である。1949年以降、台湾には大陸から60余万名の軍人が逃れてきたと言われているが、萬華区東南の南機場（かつては飛行場で現在は夜市）あたりには、独特のコミュニティを特徴とする「眷村（軍人眷属の村）」が数多く建設された（写真32）。老朽化した眷村は国民住宅に建て替えられ、現在でも、南機場から青年公園にかけての一角は外省人の比率が高い（写真33）。軍人眷属の大陸からの大量流入は、萬華区に違法建築群や国民住宅、さらには野宿生活者が多い事実と無関係ではない。一昔前の龍山寺界隈の野宿生活者のなかには、大陸に妻子を残して単身で台湾に逃れ、いつか帰還することを夢見て根を張らなかつた老兵もかなりいた。旧国民党軍人はその軍籍さえ証明できれば、「榮民之家」という公的福祉施設に入所できるので、最近は社会局SWの活躍でめっきりと減ったとのことである。



写真 31 萬華区長順街の違法建築地帯



写真 32 南機場夜市と野宿生活者





写真 33 萬華区の国民住宅



写真 34 アパートの内部

最後に、龍山寺界隈の安アパートを利用して、社会局 SW たちが始めた居宅自立に向けた取り組みを紹介しておきたい。龍山寺界隈の安アパートの1ヶ月の家賃は、おおよそ 3,000 から 5,000NT\$ くらいである。一方で、年度によって規模こそ異なるが、社会局 SW は独自に差配できる野宿生活者専用の公的就労枠を持ち、生活保護申請手続きの支援も行える。公的就労で野宿生活者に支払える 2004 年度の報酬は、1ヶ月一人当たり 12,000NT\$ が上限であった。こうした初期条件のもと、理解のある家主に SW が交渉して、路上からの脱却を目指す野宿生活者を受け入れるアパートが出来つつある。

我々は龍山寺のすぐ北側に位置する路地裏のアパートを訪問した。このアパートの各階には、両手を広げられない程の狭い廊下の両側に、広さ 4.5 から 6 畳くらいの個室が 5 から 6 部屋並んでいた (写真 34)。トイレとシャワーは共同で1フロアに1ヶ所だけあり、ごく簡単な炊事場と物干し場もある。室内にはベッドがあるだけの殺風景な部屋で、日本のサポーターハウスのような共用談話室などはない (写真 35)。それで家賃は1ヶ月 4,500NT\$ であった。社会局の SW たちは、生活保護申請の要件を備え、野宿から脱却できる可能性の高い者から優先的に公的就労を差配し、野宿生活者の内実を見極めつつこうしたアパートへの入居へと導く。これと並行して生活保護申請などの手続きを進め、それが確定して居宅自立あるいは公的福祉施設への入居が軌道に乗ると、公的就労から切り離してその枠を次に回す。このルーティンの繰り返により、少なからぬ野宿生活者を畳の上にあげてきたと言う。萬華区には生活保護世帯を入居対象とする社会局管轄の福民平価住宅があり、それを援用するケースもあるとのことである (写真 36)。野宿生活者の実態とニーズを熟知する最前線の SW に対して、多大な裁量権が与えられているという台北の事情もあるが、「路上から畳の上へ」という実効性は高く、学ぶべき点も多いのではなかろうか。

(松村嘉久)



写真 35 室内の様子



写真 36 福民平価住宅の外観